

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなで支えようという制度です。

国民年金は、20歳から60歳になるまで加入することが義務付けられています。

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金加入のお知らせする通知が届きます。(※厚生年金に加入している方を除きます。)

20歳になってから、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「国民年金の加入と保険料のご案内」、保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。「年金手帳」は別途送付されます。「年金手帳」は保険料納付の確認や将来、年金を受け取る際に必要ですので大切に保管してください。

「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、役場もしくは、米子年金事務所まで手続きをしてください。

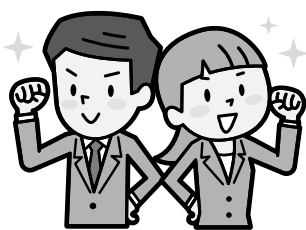
国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳になるまでの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけではありません

国民年金には年をとった時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。



国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者の保険料は月額16,540円(令和2年度)で、納付期限は翌月末(例えば、4月分は5月末まで)です。保険料をまとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。

□座振替やクレジットカード納付もできます。

付加保険料制度

国民年金の保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。納付月数に応じて受け取る年金額の年額が「200円×納付月数分」上乘せされます。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要で、申し込みをした月から付加保険料を納めることになります。

お手続きをご希望の方は、役場窓口または米子年金事務所にお申し出ください。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方でご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外の大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎ 米子年金事務所

☎ 0859・34・6111

本庁住民課

☎ 0859・54・5210

大山支所総合窓口

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口

☎ 0858・58・6111